

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	J.フロント リテイリング株式会社
【英訳名】	J. FRONT RETAILING Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 好本 達也
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目10番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	03(6895)0179
【事務連絡者氏名】	執行役常務 財務戦略統括部長 若林 勇人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
【電話番号】	03(6895)0179
【事務連絡者氏名】	執行役常務 財務戦略統括部長 若林 勇人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 383,355,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	365,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 2021年6月29日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
名称: 株式会社証券保管振替機構  
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	365,100株	383,355,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	365,100株	383,355,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,050	-	100株	2021年7月20日 ~2021年7月27日	-	2021年7月27日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
J.フロント リテイリング株式会社 財務戦略統括部	東京都中央区日本橋一丁目4番1号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
383,355,000	-	383,355,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

#### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額383,355,000円につきましては、2021年7月27日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要(2021年6月29日現在)

	割当予定先	割当予定先
名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口・76086口)	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者:株式会社日本カスト ディ銀行(信託口))
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 向原 敏和	-
資本金	100億円	-
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る 管理業務・決済業務	-
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%	-
直近の有価証券報告書提出日	-	(有価証券報告書) 事業年度 第9期(自 2020年4月1 日 至 2021年3月31日) 2021年6月24日 関東財務局長に提出

## b 提出者と割当予定先との間の関係(2021年6月29日現在)

	割当予定先	割当予定先
出資関係	当社と当該会社との間には、該当事項は ありません。ただし、当該会社の主たる 出資者である三菱UFJ信託銀行株式会 社は、当社の普通株式1,256,333株を保 有しております。	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。	貸出取引があります。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項は ありません。ただし、当該会社の主たる 出資者である三菱UFJ信託銀行株式会 社とは、信託銀行取引があります。	信託銀行取引があります。

#### イ) 株式交付信託の概要

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式交付信託契約を2つ、また、三井住友信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする株式交付信託契約を1つ締結しており、合わせて3つの株式交付信託を設定しております。このうち、第三者割当を予定しているものは、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式交付信託のうち当社の非執行取締役を対象とする株式交付信託（信託 ）及び三井住友信託銀行株式会社を受託者とする株式交付信託（信託 ）の合わせて2つです。

三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式交付信託（信託 ）については、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、株式交付信託契約に関する共同受託に関する覚書を締結しております。この覚書に従い、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として株式交付信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・76086口）」といたします。また、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする株式交付信託（信託 ）については、割当予定先を三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））といたします。

#### ロ) 株式交付信託の内容

株式交付信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、ミッショングレードや中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社の取締役及び執行役員、株式会社大丸松坂屋百貨店の取締役及び執行役員、株式会社パルコの執行役員に対して、当社株式を交付（一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付）する役員報酬制度（以下「本制度」という。）であります。

なお、本有価証券届出書においては、株式会社大丸松坂屋百貨店及び株式会社パルコを個別に又は総称して「対象子会社」と、当社の取締役及び執行役と対象子会社の取締役及び執行役員とを総称して「役員」というものとします。

本制度は、当社グループの中期経営計画の期間に対応した2022年2月28日に終了する事業年度から2024年2月末日に終了する事業年度までの3事業年度の期間を対象として、ミッショングレードや中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として当社株式を交付（一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付）するインセンティブプランです。

本制度では、当社の執行役員並びに株式会社大丸松坂屋百貨店の取締役及び執行役員に対し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、当社株式を交付する信託 と、当社の非執行取締役に対し、当社の攻め・守りのガバナンスを強化するため、ステークホルダーの代表として執行とは異なる立場で中期目線で経営に携わることを目的として退任時に株式交付を行う信託 と、株式会社パルコの執行役員に対し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、当社株式を交付する信託 と3つの信託を設定（新たな信託の設定に代えて、既存の信託の変更及び必要に応じて追加信託を行うことにより、当該信託を継続利用することを含みます。以下同じです。）します。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は信託 について、また、三井住友信託銀行株式会社は信託 について、予め定める株式交付規程に基づき各信託の受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします（信託 については、第三者割当による取得を行いません）。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社又は三井住友信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社が取得した当社株式は、信託契約に基づき、信託期間内の一定の時期において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付いたします。当社株式の交付については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、三井住友信託銀行株式会社が取得した当社株式は、信託契約に基づき、信託期間内の一定の時期において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付いたします。当社株式の交付については、当社からの連絡を元に信託管理人から受託者である三井住友信託銀行株式会社に指図を行い、受益者確定手続完了後遅滞なく、受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、株式交付信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

## 八) 参考(本制度の概要)

	[参考]「信託」	「信託」	「信託」
信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)		
信託の目的	当社執行役並びに株式会社大丸松坂屋百貨店の取締役及び執行役員に対するインセンティブの付与	当社非執行取締役がステークホルダー代表として執行とは異なる立場で中長期目線で経営に携わるため	株式会社パルコの執行役員に対するインセンティブの付与
委託者	当社		
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)		三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社執行役並びに株式会社大丸松坂屋百貨店の取締役及び執行役員のうち受益者要件を充足する者	当社非執行取締役のうち受益者要件を充足する者	株式会社パルコの執行役員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)		
信託契約日	2017年7月14日(2021年7月20日付で変更予定)		2018年7月9日(2021年7月27日付で変更予定)
信託の期間	2017年7月14日~2022年8月末(2021年7月20日付の信託契約の変更により、2024年8月末日まで延長予定)		2018年7月9日~2023年7月末日(2021年7月27日付の信託契約の変更により、2024年8月末日まで延長予定)
議決権行使	行使しない		
取得株式の種類		当社普通株式	
追加取得株式の総額	追加の株式取得は行わない	17,850,000円	365,505,000円
株式の取得時期		2021年7月27日	
株式の取得方法	第三者割当による当社株式の取得(自己株式処分)		

## 二) 株式交付信託から受益者に交付する予定の株式の総数

365,100株

(内訳)

信託 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76086口) 17,000株

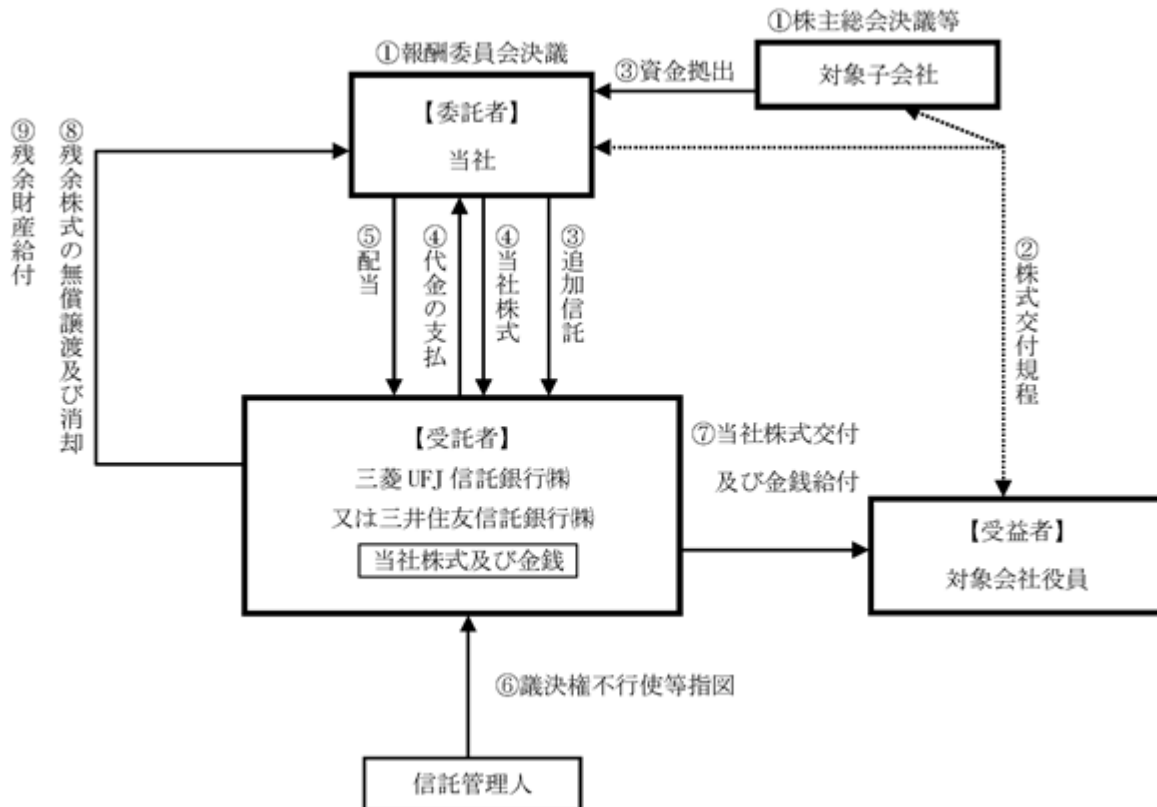
信託 : 三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)(信託口) 348,100株

## ホ) 受益者の範囲

信託 : 当社の非執行取締役のうち受益者要件を充足する者

信託 : 株式会社パルコの執行役員のうち受益者要件を充足する者

## へ) 株式交付信託の仕組み



当社は、報酬委員会において本制度の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ます。各対象子会社は、それぞれ、株主総会又は取締役会において、本制度の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ます。

各対象子会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに報酬委員会又は取締役会において役員報酬に係る「株式交付規程」を制定します。

対象子会社は、必要に応じてそれぞれの決議で承認を受けた範囲内で当社に金銭を拠出します。当社（委託者）は、の報酬委員会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、対象子会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を充足する各対象会社の役員を受益者とした信託、信託及び信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。

本信託の受託者は、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて管理されます。

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、受益者に対しては、各対象会社の株式交付規程に従い、一定のポイントが付与されます。また、受益者は、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受けます（一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付することがあります。）。

信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用し、又は本信託を継続利用しないときには、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却を行う予定です。なお、信託期間中、受益者への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合は、信託期間が満了する前に信託が終了します。

本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社及び対象会社の役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

## c 割当予定先の選定理由

当社では、当社株式を活用した役員向けのインセンティブプランとして、2017年度より株式交付信託を導入しております。

信託の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、同社のコンサルティングの品質等を総合的に判断した結果、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする信託契約を締結することとしました。また、信託については、上場廃止前の株式会社パルコが三井住友信託銀行株式会社と信託契約を締結していたことから、委託者を株式会社パルコから当社に変更の上、引き続き三井住友信託銀行株式会社を受託者とするということといたしました。

## d 割り当てようとする株式の数

365,100株

(内訳)

信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76086口) 17,000株

信託：三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))

348,100株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76086口)」「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))」は、株式交付規程に従い、信託期間中の一定の時期に、役員に対してミッショングレード及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて、当社株式を交付(一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付)します。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、信託にあつては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託にあつては受託者である三井住友信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から本信託に拠出される信託金が払込期日において信託財産内に存在する予定である旨、それぞれの信託契約により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

[割当予定先～日本マスタートラスト信託銀行株式会社]

割当予定先は、信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い具体的信託事務を担当いたします。その他の包括的管理業務については、信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除く。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」という。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。なお、信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏とします。

信託管理人は、信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を行うため、信託契約に従った議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。指図の内容は、議決権を不行使とするものと、信託契約により定められております。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものといたします。

[割当予定先～三井住友信託銀行株式会社]

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者であ



る信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))に対し、議決権不行使の指図を行います。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不要な要求行為等を行っていないことの表明、並びに、将来にわたっても該当せずかつ行わないことの確約を、信託契約において受けております。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。

また、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行につきましても、割当先同様、特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不要な要求行為等を行っていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せずかつ行わないことについて、信託契約において確約を受けております。

したがって、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行が特定団体等でないことを及び特定団体等と何ら関係を有していないと考えております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2021年6月28日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,050円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前1カ月(2021年5月31日から2021年6月28日)の当社株式の終値の平均値である1,113円(円未満切捨て)に94.34%(乖離率-5.66%)を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3カ月間(2021年3月29日から2021年6月28日)の終値の平均値である1,055円(円未満切捨て)に99.53%(乖離率-0.47%)を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6カ月間(2020年12月29日から2021年6月28日)の終値の平均値である1,016円(円未満切捨て)に103.35%(乖離率3.35%)を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役に交付を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は発行済株式総数270,565,764株に対し0.13%(小数点第3位を四捨五入、2021年2月28日現在の総議決権個数2,633,605個に対する割合0.14%)となります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い役員に交付が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3 号	24,946	9.47	24,946	9.46
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12 号	14,201	5.39	14,549	5.52
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6 番6号	9,828	3.73	9,828	3.73
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号	8,491	3.22	8,491	3.22
J.フロント リテイリング共 栄持株会	東京都中央区日本橋一丁目4番 1号 日本橋一丁目三井ビル ディング	6,353	2.41	6,353	2.41
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	5,470	2.08	5,470	2.07
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7 番1号	4,373	1.66	4,373	1.66
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12 号	4,326	1.64	4,326	1.64
GOLDMAN SACHS & CO.REG(常任 代理人 ゴールドマン・サック ス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA(東京都港区六本 木六丁目10番1号)	4,325	1.64	4,325	1.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12 号	3,740	1.42	3,740	1.42
計	-	86,056	32.68	86,404	32.76

(注) 1. 2021年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。

3. 上記のほか当社保有の自己株式6,596千株(2021年2月28日現在)は、割当後6,231千株となります。ただし、2021年3月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2021年2月28日現在の総議決権数(2,633,605個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(3,651個)を加えた数で除した数値です。

5. 「株式会社日本カストディ銀行(信託口)」が保有する14,549千株には、本自己株式処分により増加する348千株が含まれております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）2021年5月28日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2021年6月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年5月28日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第14期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（2021年6月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本届出書提出日（2021年6月29日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

J.フロント リテイリング株式会社 本店

（東京都中央区銀座六丁目10番1号）

（注）上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。

東京都中央区日本橋一丁目4番1号

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。